

目的（第1条）

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

目的規定は、条例の立法目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈や運用の指針となるものです。

この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を定めたものであり、いわゆる「理念条例」と呼ばれるものです。市の責務等を明確にし、中小企業・小規模企業の活性化を図ることにより、本市の地域経済の持続的な発展と市民生活の向上につなげていくことを目的とします。

定義（第2条）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 経済振興団体 商工会議所その他の中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体であって、市内に所在するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を行う者及び信用保証協会が市内に所在するものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の企業であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

【解説】

条例全体にわたって使用する用語の意味を明確にし、共通理解が図れるように、「中小企業者」、「小規模企業者」、「経済振興団体」、「金融機関」及び「大企業者」について定義しています。

第1号の「中小企業者」及び第2号の「小規模企業者」とは、中小企業基本法の規定によるものです。なお、「中小企業」・「小規

模企業」と「中小企業者」・「小規模企業者」の違いについては、「中小企業」・「小規模企業」は中小の企業を包括的、総称的に指す場合に用い、「中小企業者」・「小規模企業者」は個別具体の会社や個人を指す場合に用います。

また、この条例の中で定義している「小規模企業者」は、あくまでも小規模企業の振興に関する施策における基本的な対象範囲を定めた原則であり、本市の取り組む事業の中では、「小規模企業者」として扱う範囲が異なることもあります。「小規模企業者」は「中小企業者」に含まれています。

第3号の「経済振興団体」とは、商工会議所、商店街振興組合、（公財）北播磨地場産業開発機構、各種業界団体など、主として中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体で、市内に所在するものを指し、法人格の有無を問わず、任意団体も含みます。

第4号の「金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合をはじめ、労働金庫、農業協同組合の預貯金取扱金融機関ほか、信用保証協会といった関係機関を指します。

第5号の「大企業者」とは、第1号及び第2号で定義した者以外の企業者を指します。

【参考】

◆「市民」とは、西脇市自治基本条例第2条第1号の規定によるものとしています。

本市に関係する多くの皆様に、様々な形で中小企業・小規模企業の振興に協力していただくことが必要であり、「市民」の範囲は広くとらえることとしています。

西脇市自治基本条例（抜粋）
 第2条 この基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認めるものをいいます。

◆中小企業者及び小規模企業者の定義（中小企業基本法第2条）

業種	中小企業者		
	資本金の額又は出資の総額	常用雇用する従業員	小規模企業者 常用雇用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④除く業種）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

《関連法令》

中小企業法第2条第1項、第5項

基本理念（第3条）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の創意工夫及び自主的な努力を基にして推進されること。
- (2) 本市に存する多様な技術、特色ある地域資源等を積極的に活用することにより、中小企業者及び小規模企業者の成長発展及びその事業の持続的発展が図られること。
- (3) 市、中小企業者、小規模企業者、経済振興団体、金融機関、大企業者及び市民が相互に連携して、協力の下に推進されること。

【解説】

本条では、中小企業憲章、中小企業基本法、小規模企業振興基本法等の趣旨を踏まえ、中小企業・小規模企業の振興の全ての基本となる考え方を規定しています。

第1号は、中小企業者及び小規模企業者の創意工夫と自主的な努力を前提として、中小企業・小規模企業の振興が進められるべきであることを明確にしています。

第2号は、個性あふれる中小企業・小規模企業の成長や発展を図りつつ、将来にわたって市内で活力ある地域経済を構築するため、本市に存在する多様な技術や特色ある地域資源等を積極的に活用していくことを定めています。

第3号は、中小企業・小規模企業の振興については、中小企業者及び小規模企業者を含めた関係者が相互に連携、協力して進めることを定めています。

《関連法令》

中小企業法第3条第1項、第2項

小規模企業振興基本法第3条、第4条

市の責務（第4条）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとし、その施策の実施に当たっては、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

2 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当た

っては、国、県、事業者、経済振興団体、金融機関及び市民と連携して取り組むものとする。

3 市は、特に経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業に配慮し、その持続的発展が図られるよう施策の実施に取り組むものとする。

4 市は、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たっては、公平な競争性の確保及び予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

【解説】

市が、中小企業・小規模企業の振興に向けて、様々な施策を計画的に実施することや関係機関と連携を図ることなどを定めています。

市の役割を他の主体よりも強い位置付けとするため、「責務」として規定しています。

第1項は、基本理念に基づき、市が、関係者と連携・協力して、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施することと、施策の実施に当たっては、必要な情報の収集及び提供を行うことを定めています。

第2項は、市が、国、県、事業者、商工会議所、金融機関及び市民と連携し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施することを定めています。

第3項は、近年の法改正にみられる小規模企業の振興・支援の取組強化の方針に沿って、特に人的資源・物的資源・資金力・情報といった経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業について、施策の実施において特に配慮することの必要性があることを定めています。なお、持続的発展とは、事業規模や売上げ拡大に限らず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等といった事業の充実を図ろうとする様々な取組を含む概念をいいます。

第4項は、市が購入する物品や役務の調達、発注する工事等に当たっては、予算の適正な執行や透明性、公正性、適正な履行確保等が図れることを前提として、市が率先して中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保に努めることを定めています。

《関連法令》

中小企業法第6条、第8条第3項

小規模企業振興基本法第7条第1項

中小企業者及び小規模企業者の役割（第5条）

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、その事業の成長発展を図るため、自主的に経営の向上及び改善に取り

- 組み、経営基盤の強化及び経営の革新の促進に努めるものとする。
- 2 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に対応して、その事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるものとする。
 - 3 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会の担い手として、その事業活動を通じ、地域経済の発展及び市民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。
 - 4 中小企業者及び小規模企業者は、市内の雇用機会の創出、人材の育成、福利厚生の実充及び労働環境の整備に努めるものとする。
 - 5 中小企業者及び小規模企業者は、経済振興団体への加入に努め、市及び経済振興団体を実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業・小規模企業の振興は、基本理念にもあるように、中小企業者及び小規模企業者自らの自主的な努力が前提であることを規定しています。

第1項は、事業の成長発展を図るため、中小企業者が自主的に経営基盤の強化と経営の革新に努めることを定めています。

また、「経営の革新」とは、中小企業基本法第2条第2項の規定によるものとしています。

◆中小企業基本法第2条第2項

この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

第2項は、事業の持続的な発展を図るため、小規模企業者が自主的に円滑かつ着実な事業の運営に努めることを定めています。

第3項は、中小企業者及び小規模企業者が、地域社会における経済的責任を自覚し、重要な役割を果たしていることから、事業活動を通じ、地域社会の貢献に努めることを定めています。

第4項は、中小企業者及び小規模企業者が、雇用機会の創出、人材の育成など雇用面での取組に合わせて、人材確保に向けた有効な手段となる福利厚生の実充にも取り組むことで、ワーク・ライフ・バランスを図ることができ、労働環境の整備に努めることを定めています。

第5項は、中小企業者及び小規模企業者の経営基盤の強化やの経営の革新のため、経営相談や各種支援業務を実施している商工会議所などの経済振興団体への加入に努め、市や経済振興団体を実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策への協力に努めることを定めています。

《関連法令》

中小企業法第7条第1項

小規模企業振興基本法第8条第1項

経済振興団体の役割（第6条）

第6条 経済振興団体は、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新の促進に対して積極的に支援するよう努めるものとする。

2 経済振興団体は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

経済振興団体は、中小企業・小規模企業の身近な存在として、中小企業者及び小規模企業者に寄り添った伴走型支援に積極的に取り組むよう、中小企業・小規模企業の振興に一定の役割を規定しています。

第1項は、経済振興団体は、市等と連携して、中小企業・小規模企業に対して経営相談や様々な支援を行い、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新の促進に積極的に取り組むよう努めることを定めています。

第2項は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策への協力を求めることを定めています。

金融機関の役割（第7条）

第7条 金融機関は、中小企業・小規模企業の資金需要に適切に対応することにより、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

金融機関は、資金調達や経営相談などを通して中小企業・小規模企業に密接に関わり、経営基盤の強化を図ることができる存在であることから、一定の役割を規定しています。

第1項は、中小企業・小規模企業が事業活動を行う上で資金は不可欠であり、この資金の調達と中小企業・小規模企業の経営の向上、改善の支援について協力することを定めています。

なお、平成24年8月に「中小企業経営力強化支援法」（平成28年7月に中小企業等経営強化法に改正）が成立し、金融機関も中小企業に対して、専門性の高い支援を行う「経営革新等支援機関」に認

定されています。

第2項は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策への協力を求めることを定めています。

大企業者の役割（第8条）

第8条 大企業者は、地域社会の一員として中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展に果たす重要な役割を理解し、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

大企業者は、中小企業者及び小規模企業者と比較して企業数は少なくても、地域経済において大きな影響を有しているため、市が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策への協力を求めることを定めています。

《関連法令》

中小企業法第7条第3項

小規模企業振興基本法第8条第3項

市民の理解及び協力（第9条）

第9条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市内において生産され、製造され、又は加工される産品及び提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

【解説】

第1項は、中小企業・小規模企業の振興が、結果として地域経済の発展及び市民生活の向上につながることを理解した上で、中小企業・小規模企業の振興に協力することを求めるものです。

「協力するよう努めるものとする」とは、市民に対して協力することを義務付けるものではなく、あくまでも自発的な協力を期待するものです。

第2項は、市民が地元産品・サービスの利用に努めることを定めています。

地元の中小企業・小規模企業に関心を持っていただくことで、市民の皆さんが地元企業に就職することを検討いただける機会も増え、ひいては地元への定住が促進される、といった好循環につながっていくことが期待されます。

《関連法令》

中小企業法第7条第3項

小規模企業振興基本法第8条第3項

施策の基本方針（第10条）

第10条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- (2) 創業及び新産業の創出を促進すること。
- (3) 技術及び技能の保護及び向上を図ること。
- (4) 雇用機会の創出並びに人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 地場産業の振興を図ること。
- (6) 地域経済の循環を促進すること。
- (7) 販路の開拓及び拡大を図ること。
- (8) まちのにぎわいにつながる事業活動を促進すること。

【解説】

ここで定めた基本方針に基づき、市がその責務として総合的に中小企業・小規模企業振興の具体的な施策の展開を図っていくこととなりますが、この条に規定された各項目は、中小企業者及び小規模企業者の自助努力を前提に取り組みられるものです。

第1号では、企業の持続又は成長に欠かせないことから、経営の安定と改善、中小企業・小規模企業の事業拡大を促進していくことを定めています。

第2号では、創業、第二創業と新しい産業を生み出すためのチャレンジを促進していくことを定めています。

第3号では、従業員の職業能力開発、技術及び技能の継承、技術の向上を図っていくこと定めています。

第4号では、企業における働く場の創出と、企業が必要とする人材の確保と後継者などの育成の両面を図っていくことを定めています。

第5号は、播州織、播州釣針といった地場産業の振興を図っていくことを定めています。

第6号は、地元の卸売業や小売業の活力の創出を念頭に、地域内の経済循環の活発化を促進していくことを定めています。

第7号は、販路の拡大や新たな取引先の開拓を促進していくことを定めています。

第8号は、各産業の交流や観光との連携などを通して、商店街などまちのにぎわいや活性化への事業活動を促進していくことを定めています。

財政上の措置（第11条）

第11条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

施策の実効性の担保のひとつとして財源的な裏付けが必要ですが、市全体としての財政を勘案しつつ、施策の優先度と効果を十分検討したうえで、予算確保と効率的な執行に努めることを規定しています。

施行期日（附則）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の効力がいつから発生するかを規定しています。